

しまね子ども食堂応援アドバイザー派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が、島根県内における子ども食堂の運営等に関して助言等を行う、しまね子ども食堂応援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を派遣する事業の実施にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本事業において、子ども食堂とは、概ね18歳未満の子どもが一人でも行ける、営利を目的としない無料または低額の食堂のことをいう。

(アドバイザーの要件)

第3条 アドバイザーは、以下の要件のいずれかを満たす者に県社協会長が委嘱するものとする。

- (1) しまね子ども食堂ネットワークに加入している団体の代表者又は運営において主要な役割を担っている者で、子ども食堂の普及に意欲があり、子ども食堂の開設や運営に関して適切な助言ができる者(概ね1年以上の活動実績があり、年間6回程度子ども食堂を開催していること)
- (2) 子ども食堂が抱える個別の課題や相談に対して、適切な助言ができる者

2 アドバイザーの任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(派遣対象)

第4条 アドバイザーの派遣対象は、島根県内で子ども食堂を運営する又は今後取り組む予定のある団体等とする。

ただし、アドバイザーの派遣を希望する活動が下記のいずれかに該当する場合は、派遣対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動と考えられる活動
- (2) 営利を目的とする活動
- (3) 公序良俗に反する活動

(派遣テーマ)

第5条 アドバイザーが助言等を行うテーマは原則として下記のとおりとする。

- (1) 子ども食堂の始め方
- (2) 食材やスタッフ、資金の確保
- (3) 衛生管理、安全確保
- (4) メニューづくり
- (5) 地域で子どもに関わる方（学校、民生委員・児童委員、子ども会、自治会等）や、行政機関・社会福祉協議会等との連携方法
- (6) 子どもや保護者とのかかわり方、配慮が必要な子への接し方
- (7) 食事提供以外の活動（学習支援や体験学習）
- (8) その他、子ども食堂の運営を継続するに当たっての個別的な課題

(派遣上限等)

第6条 アドバイザーは以下を上限とし、予算の範囲内で派遣する。

- (1) アドバイザーの派遣回数は、1事業年度内に1団体につき2回以内とする。
- (2) アドバイザーの派遣時間は、1回の派遣につき2時間以内とする。

ただし、アドバイザーの移動時間は含まない。

(申込方法等)

第7条 アドバイザーの派遣を希望する団体(以下、「派遣希望団体」という。)は、「しまね子ども食堂アドバイザー派遣申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、派遣を希望する1ヵ月前までに、県社協へ提出する。

2 県社協は、前項に基づく申込の内容を基にアドバイザーの選定及び調整を行い、派遣希望団体に派遣の可否を通知する。

なお、アドバイザーの派遣は原則として申込順とする。

(実施報告)

第8条 前条に基づき派遣されたアドバイザーは、派遣終了後、概ね2週間以内に、「しまね子ども食堂アドバイザー派遣実施報告書」(様式第3号)を県社協へ提出する。

2 前条に基づくアドバイザーの派遣を受けた団体(以下、「派遣先団体」という。)は、アドバイザーの派遣終了後、概ね2週間以内に「しまね子ども食堂等アドバイザー派遣実施アンケート」(様式第4号)を県社協へ提出する。

(派遣費用)

第9条 アドバイザーの派遣に要する旅費及び謝金については別表のとおりとし、県社協が負担する。

2 派遣したアドバイザーに対する旅費及び謝金の支払いは、前条第1項の定めによる報告書が提出された月の翌月末日までに行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項等については、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月6日から施行する。

この要領は、令和5年4月17日から施行する。

この要領は、令和5年5月2日から施行する。

別表

アドバイザーの派遣に要する謝金	1時間あたり5,000円
アドバイザーの派遣に要する旅費	県社協関係規程に基づく額